

三田市特別会計条例新旧対照表

現行	改正案
<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定めるそれぞれの目的のために設置する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 三田市下水道事業特別会計 下水道事業及び生活排水処理事業</u></p> <p><u>(4) 三田市公営墓地整備事業特別会計 公営墓地整備事業</u></p> <p><u>(5) 三田市駐車場事業特別会計 駐車場事業</u></p> <p><u>(6) 三田市介護保険事業特別会計 介護保険事業</u></p> <p><u>(7) 三田市後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業</u></p>	<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定めるそれぞれの目的のために設置する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 三田市公営墓地整備事業特別会計 公営墓地整備事業</u></p> <p><u>(4) 三田市駐車場事業特別会計 駐車場事業</u></p> <p><u>(5) 三田市介護保険事業特別会計 介護保険事業</u></p> <p><u>(6) 三田市後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業</u></p>

三田市生活排水処理施設維持管理基金条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条～第 3 条 省略 (運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、<u>下水道事業特別会計歳入歳出予算</u>(以下「予算」という。)に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第 1 条～第 3 条 省略 (運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、<u>下水道事業会計予算</u>(以下「予算」という。)に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>